

# 石川県政務調査費運用基準 (マニュアル)

石川県議会  
平成21年4月

# 政務調査費運用マニュアル総括表

使 途 基 準	支 出 費 目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費が充当できないもの (判例、各県事例等)
① 調 査 研 究 費	A 交通費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶  タクシー(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的理由がある場合)  レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	○ 実費	・公費から旅費の支給があった日に、重複して政務調査費として交通費、宿泊料を支給することはできない(大多数の都道府県) (公費支出と重ならないものは除く)
		自家用車利用経費(ガソリン代)		
② 研 修 費	B 宿泊料 (国内の場合)	1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など  <参考> (注1) 甲地 東京都23区内、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市等の大都市 (注2) 乙地は上記以外の地域	○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)	○ 充当できない ・政務調査活動は、議員の自発的意志に基づき行うものであり、旅行者が旅費の支給者であることから、実費によるのが望ましい。 (H19.11.13 仙台地裁) ・交通費及び諸雑費の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことはできない(全議)
		○ 充当できない		
③ 会 議 費	C 借上料	会場借上料 機材借上料	○ 実費	
	D 印刷製本費	印刷製本代 資料コピー料	○ 実費	
	E 通信運搬費	送料(郵便料等)	○ 実費	
	F 講師謝金等	謝金等	○ 実費 (運転手への謝礼も含む)	・謝金、謝礼(商品券、ギフト券)等の経費で、謝礼先などからの領収書がない場合(福井県ほか)
	G 委託料	個人・団体に調査研究を委託する経費(委託業務内容、金額等が明確な契約書を作成、成果物とともに保管)	○ 実費	

用途基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費が充当できないもの (判例、各県事例等)
続 く	H 会費等	・会費の支出先となる団体の活動内容や参加費の支出先となる意見交換会、研修会等の内容が、会派または議員としての調査研究に資するものである場合に限る	○ 実費 ・5,000円以内 (懇談を伴う場合) ・各種議員連盟の会費 (ただし、別添の不適當な経費に注意が必要)	別途資料参照(不適當な経費) ・不適當な例 土地改良区地区総集会、特養ホーム研修会、体育協会祝賀会(青森地裁 H18.10.20) ・研修会を行った際の昼食弁当代(京都地裁 H16.9.15)
	I 研修参加費	セミナー又は研修会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	○ 実費	・直接必要であると認められる経費に限定すべき(全議)
	K 食糧費	会食代、飲食代、茶菓代、弁当代 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提  茶菓子等 ・会派または議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	○ 実費 ・懇談会経費(1人当たり)5,000円以内  ○ 実費 ・1,000円以内(1人当たり)	・議員同士の懇談会(青森地裁 H18.10.20) ・飲食店舗等における飲食(東京地裁 H18.4.14) 居酒屋、すし、鰻、割烹、中華、ラーメン、洋食レストランなど 社会通念上必要なものと認める特段の事情がない限り目的外支出 ・飲酒を伴う会合に要する経費(長野) ・会議に伴う食費とは、コーヒー、茶菓代であり食事等は認められない(H20.3.12 宇都宮地裁) 〔研修会の場でお茶やお菓子を越えて食事を提供することまでは通常行われぬ。必要であれば、参加者が自ら負担すべき。〕
④資料作成費 ⑤資料購入費	D 印刷製本費	印刷製本代 コピー料	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	
	L 書籍購入費	専門図書、DVD、CD-ROM	○ 実費	・図書券・図書カードの購入(東京) ・書画、骨董に類するもの(新潟市) ・同窓会名簿、映画DVD(H19.5.25 青森地裁) ・趣味、福利厚生を目的とした図書購入(神奈川)
M 新聞等購入費	新聞 雑誌 (真に必要と認められるもの)	○ 実費 ・1紙(誌)当たり1部購入可 ただし、会派が購読する新聞は3部以内	・大衆週刊誌・スポーツ新聞(調査研究との関連性に特別の事情がある場合以外)(H18.10.20 青森地裁) ・所属する政党の機関誌の購読料 政務調査活動というよりは政党活動に基づいて支出されたものであり、用途基準に合致しない違法な支出である。(H19.12.20 仙台高裁) ・議員の任期を超える購読料前払い(福井、新潟市) ・一般週刊誌(佐賀)	

使途 基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費が充当できないもの (判例、各県事例等)		
⑥ 広 報 費	A 交通費 ↳ E 通信 運搬費 G 委託料		前記の ①調査研究費 ②研修費 ③会議費 の基準に同じ			
	N 事務所 借上料	事務所としての要件 (全議) ・外形上の形態がある (看板・表示等) ・事務所としての機能がある(事務スペース、 応接スペース、事務用 備品等) ・連絡機能が整っている	○ 実費 ・按分の場合、下記基準を上限  ・事務所としての外形及び機能を 備えている ・賃借の場合、原則として会派又 は議員が契約者となっている こと ・契約書等、確認可能な書類を 保管すること	・住居等を兼ねた事務所の賃借料 及び上下水道料金 (長野県、富山県ほか)  ・議員本人及び生計を一にする親 族等が所有する建物への賃借料 (全議、山形、福井、宮崎)  ・議員の関連する会社、後援会等と の賃借契約については、次のよう な条件が必要。(全議) ① 原則議員が契約主体である ② 契約書を作成し、銀行振込や 領収書等の証拠書類がある ③ 関連する会社等の会計処理上 収入として計上され適切に処理 されている  ・事務所の火災保険料(福井) ・敷金・礼金は不可(青森、東京)		
⑦ 事 務 所 費		事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
		調査研究活動専用事務所	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料
		調査研究活動事務所 +政治団体事務所	全額	全額	全額	全額
		調査研究活動事務所 +住居等	1/2	1/2	-	-
		調査研究活動事務所 +政治団体事務所 +住居等	1/3	1/3	-	-
	O 光熱水費					
⑧ 事 務 費	P 修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)	○ 実費			
		事務所の修繕			○ 充当できない  ・家屋購入、自宅の増改築は資産 形成につながる(青森、神奈川) ・事務所の修繕(山形) ・事務所として使用する建築工事費 への支出(全議、三重、神奈川) ・事務所の購入及び修繕(静岡) ・資産価値向上につながる大規模 修繕費(福井)	

使途 基準	支出費目	内 容	政務調査費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務調査費が充当できないもの (判例、各県事例等)
統  く	E 通信 運搬費	電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料	○ 按分の場合1/2以内 ・「⑦事務所費」の按分一覧参考 事務所の形態により 1/3～全額	・電話、FAXの基本料は不可 (和歌山) ・携帯電話の購入、買い換えは認め られない(静岡) 根拠: 調査活動に伴って携帯電話 を使用する必要性が乏しく、その 全額を認めない (H18.10.20 青森地裁)
		ホームページのプロバ イダ利用料(広報費)	○ 実費	・住民の意見を徴収することを目的 とするもの(三重)
		インターネット接続料	○ 実費	
		切手、はがき、メール便等	○ 実費	
	J 消耗品費	事務用消耗品	○ 実費	・日常生活用品(薬、化粧品等) (大多数の都道府県)
	Q 備品費	パソコン・コピー機等の 事務用機器 電話・FAX等の通信 機器 机、椅子	○ 実費 (取得価格1件10万円以内の もの) ※ パソコンは30万円以内 ※ コピー機は按分とし、1/2 以内、かつ30万円を上限 とする	・10万円以上の備品(秋田、鳥取) ・1件10万円以上のもの(パソコン、 プリンターは除く) (静岡、大阪、香川) ・高額なテレビ(事務機器ではない) の購入(秋田) ・調査研究に直接必要としない備品 (冷蔵庫、エアコン、ソファ等)の 購入(大多数の都道府県)  ・携帯電話の購入、買い替え費用 (静岡) ・エアコン購入(和歌山・愛媛・佐賀・ 熊本・宮崎) ・取得価格30万円を超えるもの (東京)
	自家用車		○ 充当できない ・自動車の購入、保険料、車検等 の維持、修繕(青森、秋田、滋賀、 香川、愛媛、佐賀、長崎、宮崎) ・政務調査活動に利用する自動車 の購入、修理点検(三重)  ・調査研究に使用される自動車で あっても、自動車税及び維持管 理費は認められない (H17.4.12 大阪高裁) ・修繕、車検費用、保険料等は必要 な経費とは考えるべきでない (全議)	

使 途 基 準	支 出 費 目	内 容	政 務 調 査 費 が 充 当 で き る もの (積算または充当限度等)	政 務 調 査 費 が 充 当 で き ない もの (判例、各県事例等)
続 く	R リース料	自動車リース代 ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る	○ 按分(1/2以内) かつ年間60万円を限度とする ※1台分のみ充当可	・認めない(岩手、山形、長崎) ・自動車、高額備品のリース(秋田) ・購入と同等と考えられ好ましくない(山梨) ・税金、保険料、車検費用等(愛媛) ・調査研究に使用される自動車であっても、自動車税及び維持管理費は認められない (H17.4.12大阪高裁) ・修繕、車検費用、保険料等は必要な経費とは考えるべきでない (全議)
		コピー機等事務機器リース	○ 按分(1/2以内)	・調査研究に直接必要としない備品(冷蔵庫、エアコン、ソファ、美術品、衣類等)のリース (長野、富山、三重)
	S ガソリン代	月毎に按分して充当する場合	○ 1台限り、1/3以内	・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当(H19.12.20 仙台高裁)
⑨ 人 件 費	T 人件費	政務調査研究補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料 ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 ・勤務実態があること	○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は 1/2以内 かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は 2/3以内  (※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能 ※臨時雇用(アルバイト)については実費 ※生計を一にする親族(配偶者、親・子供、兄弟等)を雇った場合は、充当不可)	・政党組織、後援会事務所にかかる人件費(長野ほか) ・配偶者、親族の雇用に対する経費(大多数の都道府県) (調査研究活動に対する、専門的知識があり、社会通念上妥当な雇用形態を有する場合は除く)  ・県議会議員政治倫理要綱運用規程を準用

## 政務調査費の充当が不適当な経費（参考事例）

（全議、各都道府県の事例）

活動項目	主  な  事  例
政党活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 党大会への参加に要する経費（参加費、旅費等）</li> <li>・ 党費、党大会賛助金</li> <li>・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等の経費</li> <li>・ 政党組織の事務所の設置及び維持経費（人件費を含む）</li> <li>・ 会派の役員経費</li> <li>・ 政党のパーティー、政治資金パーティー等の出席経費</li> <li>・ その他政党活動、県連活動に要する経費</li> </ul>
選挙活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 衆・参議院選挙などでの各種団体への支援依頼活動</li> <li>・ 選挙ビラ等の作成等経費</li> <li>・ 選挙活動用事務所の経費（人件費を含む）</li> <li>・ その他選挙運動及び選挙活動経費</li> </ul>
後援会活動経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送等経費</li> <li>・ 後援会事務所の設置及び維持に要する経費（人件費を含む）</li> <li>・ 後援会主催の「県政報告会」等の開催経費</li> <li>・ その他後援会活動に要する経費</li> </ul>
私的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 慶弔餞別費等（香典、祝金、病気見舞い、餞別、寸志、中元・歳暮、慶弔電報等、年賀状の購入・印刷等）</li> <li>・ 冠婚葬祭への出席経費</li> <li>・ 檀家総代会、報恩講、宮参り等の宗教活動経費</li> <li>・ 観光、レクリエーション等の私的な旅行等経費</li> <li>・ 親睦会又は飲食を目的とした会合（新年会等）、レクリエーション大会等の開催及び参加経費</li> <li>・ 議員が他の団体の役職を兼ねていて、その団体の理事会、役員会及び総会等への出席経費</li> <li>・ 各種団体への寄付金、支援金等</li> <li>・ 個人の立場で加入する団体等の会費等 （町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費、スポーツクラブ会費、ボランティア活動等個人で参加する団体の会費等）</li> </ul>
その他適当でない経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 挨拶、会食やテーブルカットだけの出席経費 （JA、土地改良区、森林組合の総会及び出初め式等の挨拶だけの出席） （町内会、老人クラブ、婦人会の新年会等の会食だけの出席） （起工式、竣工式等への出席）</li> <li>・ 社会通念上、調査研究のための会合を行うに不適切な場所での飲食経費</li> <li>・ 各種団体への寄付金、支援金等</li> <li>・ 事務所として使用する不動産の購入及び工事費</li> <li>・ 自動車の購入及び維持・修理経費 （自動車、バイク、自転車等の購入、カーナビ（リース車両に設置されたもの以外）の購入経費）</li> <li>・ 社会通念上妥当性を超えた経費や公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 （公職選挙法第199条の2〔公職の候補者等の寄付禁止〕等）</li> <li>・ 調査研究活動に直接必要としない備品の購入・リース代に要する経費 （冷蔵庫、美術品、衣服等）</li> </ul>